

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 3 年 6 月 4 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 2 号 令和 2 年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 議案第 46 号 和解について
- 日程第 6 議案第 47 号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 7 議案第 48 号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 49 号 関ヶ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 50 号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 51 号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 52 号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 53 号 関ヶ原町景観条例の制定について
- 日程第 13 議案第 54 号 令和 3 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 14 議案第 55 号 令和 3 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 15 議案第 56 号 令和 3 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 57 号 令和 3 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 58 号 令和 3 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 59 号 令和 3 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 60 号 令和 3 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 61 号 令和 3 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 62 号 令和 3 年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1番	高木博之君	2番	谷口輝男君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	楠達男君	8番	吉田仁君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	藤田栄博君
教育長	中川敏之君	総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長心得	難波真哉君
会計管理者 兼税務課長	岩田英明君	住民課長	西村克郎君
産業建設課長	福安健司君	水道環境課長	山田勝君
診療所事務局長 兼医療保健課長	徳永英俊君	介護事業課長	吉森明博君
教育課長	兒玉勝宏君	西消防署長	西村清志君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長心得	関東正晃	書記	高木聖敏
書記	小寺由香		

開会・開議の宣告

- 議長（子安健司君） ただいまより令和3年第4回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（子安健司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番 中川武子君、5番 田中由紀子君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（子安健司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの15日間といたしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月18日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

- 議長（子安健司君） 日程第3、諸般の報告を行います。
監査委員から、令和3年2月分から令和3年4月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。
これで諸般の報告を終わります。
-

日程第4 報告第2号について（提案説明・質疑）

- 議長（子安健司君） 日程第4、報告第2号 令和2年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

- 町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、報告第2号 令和2年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和2年度の一般会計補正予算に定めました繰越明許費の民間分譲宅地開発支援奨励金、雇

用調整助成金、景観計画策定業務委託料ほか3つの事業に係る歳出予算の経費を令和3年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、順次説明願います。

○企画政策課長（高木久之郎君） 令和2年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書の詳細説明をさせていただきます。

総務費、総務管理費、民間分譲宅地開発支援奨励金250万円。昨年度、陣場野地内にて民間事業者が宅地分譲を行うことについて5区画分交付決定をいたしましたが、コロナ禍にて工事が遅れ、奨励金の支払いに至らなかったもので、繰り越すものです。

○住民課長（西村克郎君） 続きまして、民生費、児童福祉費の保育園空調等整備事業でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、保育園の感染症対策として空調設備等を整備するもので、昨年度の3月定例会において補正をさせていただきました308万5,000円を繰越しをさせていただきました。

財源の内訳でございますが、国庫支出金が280万円、一般財源が28万5,000円でございます。

なお、工事につきましては、エアコンの設置につきましては完了済みでございます。東保育園の遊戯室のコロナ対策として設置予定の換気扇につきましては、本日工事をしておりまして完了の予定でございます。よろしくお願いいたします。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 続きまして、労働費、労働費、雇用調整助成金69万円の繰越しでございます。この助成金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の雇用調整助成金の支給の決定を受けた事業者に対して、その事業者負担分について町が上乘せをして助成するものでございます。国の制度も年度をまたぎ延長をされましたので、町予算も繰越しをさせていただくものでございます。

なお、財源でございますが、2分の1の34万5,000円については県の補助金を予定しております。よろしくお願いいたします。

○産業建設課長（福安健司君） 続きまして、農林水産業費、農業費、団体営ため池機能廃止等事業につきまして、昨年12月議会でお認めいただきました工事請負費のうち1,220万5,000円は関ヶ原バイパスの北の奥の田ため池の廃止事業でございます。それと、土木費、道路橋梁費、関中通り線道路改良事業につきまして先般の3月議会でお認めいただきました工事請負費1,792万3,000円を、同じく土木費、都市計画費、景観計画策定業務委託料につきましても先般の3月議会でお認めいただきました業務委託料528万円、これらを翌年度に繰越しいたしまし

たので、御報告させていただきます。

なお、各事業につきまして、現在全て終了しておりますので、御報告申し上げます。以上です。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第2号の報告を終わります。

日程第5 議案第46号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第5、議案第46号 和解についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第46号について御説明申し上げます。

令和2年7月議会臨時会にて議決をいただきました民事調停の申立て事案につきまして、和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 失礼します。

議案第46号について御説明させていただきます。

本件につきましては、令和2年7月10日に、岐阜簡易裁判所へ民事調停の申立てを行ったところですが、これまで数回の調停を行いまして、調停委員から本件における解決策の提案等をいただきながら、調停条項の調整を図ってきました結果、本調停案につきまして相手方の同意の意向が得られたことから、本件の解決金額のほか、解決金以外の請求権の放棄、調停費用の負担方法等を内容とした調停条項案について、議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（子安健司君） これより暫時休憩といたします。

休憩 午前9時07分

再開 午前9時21分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第47号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第6、議案第47号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第47号について御説明申し上げます。

西南濃2市6町で組織する西南濃粗大廃棄物処理組合の管理者及び副管理者の選任方法については規約により定められておりますが、安定した組合事業の運営と事務の効率化を図るため、一部を変更いたしたく、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 山田水道環境課長。

○水道環境課長（山田 勝君） 議案第47号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について詳細説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

西南濃粗大廃棄物処理組合の管理者及び副管理者は、組合議員の互選により決定するとされており、管理者が交代したときには次の組合議会まで職務代理者を置いて職務を遂行しております。他の多くの一部事務組合では管理者、副管理者を固定し、安定した組合事業の運営と事務の効率化を図っておりますことから、本組合についても執行機関の選任方法等について規約の一部を変更するものでございます。

前後いたしますが、第7条で、管理者、副管理者及び会計管理者にはそれぞれ大垣市長、養

老町長、大垣市会計管理者を充てることとし、併せて第5条で、組合議員について大垣市の生活環境部長を廃棄物を所管する部長に改め、大垣市の副市長及び養老町の廃棄物事務を所管する部長を加える変更をするものでございます。御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第48号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第7、議案第48号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第48号について御説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う号ずれを改正するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第49号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第8、議案第49号 関ヶ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第49号について御説明申し上げます。

デジタル庁設置法の制定に伴い、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁へ変更されたことにより、「総務大臣」から「内閣総理大臣」へ改め、また行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う号ずれ等の改正及び字句の

訂正をさせていただくものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 先ほどその前の条例について説明がありましたが、これもデジタル関連法案の成立によるものだと思います。この国の法律は、個人の情報を企業に解放して、それを商売に利活用しやすくする仕組みをつくるものだというふうに聞いております。デジタル化というのは必要だと思いますけれども、やっぱり個人情報がいちちゃんと守られないと大変なことになるというふうに思いますが、今回は簡易な改正ですけれども、今後どのような改正が予想されるのか、もし分かっていたら教えていただきたいと思っております。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） これに書いてありますように、デジタル関係、今までペーパー社会からこういったICT等の機器を使った行政手続、またほかの民間での手続を効率的に進めるという趣旨で今回デジタル庁を設置し、国のほうとしてもやられていくというふうに聞いておりますし、またいろんな手続ですね、ペーパーで一々連絡を取るんじゃないに、やっぱり機械的に処理ができるということにとっては、個人を特定するということから十分な体制を取っていくと。当然今問題になっておりますハッカー等の不法侵入、こういったものに対する対応というものもやっていただかねばならないと私も思っておりますけれども、やはり迅速な処理、また特定の個人を番号によって把握処理をやっていくということについては、個人情報の処理云々について特定個人をなかなか識別しにくいということでやられるというふうに私は理解しておりますので、大きな問題は今後生じないように国のほうとしてもやられるというふうに思っておりますが、どこまでの範囲をやられるかということにつきましては、まだ私のほうでは分かりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第50号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第9、議案第50号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） これについてもデジタル関連でございます。

議案第50号について御説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと呼んでおりますが、この機構が個人番号カードの発行主体であることが明確化され、従来どおり再発行手数料を徴収するもののJ-LISからの受託による徴収へ位置づけが変わることにより、本条例中の別表の個人番号カードの再発行手数料を削除する改正でございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第51号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第10、議案第51号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第51号について御説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布及び施行に伴い、字句など所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第52号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第11、議案第52号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第52号について御説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布・施行に伴い、字句など所要の改正を行うものがございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第53号について（提案説明・委員会付託）

○議長（子安健司君） 日程第12、議案第53号 関ヶ原町景観条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第53号について御説明申し上げます。

関ヶ原町では良好な景観を守っていくため、平成30年6月に景観行政団体へ移行し、自然・歴史・文化や人々の暮らしを踏まえた景観の保全と良好な景観の形成に必要な事項を定めた景観計画を策定したところでございます。このたび、景観法の規定及び町の景観計画に定めた目的や基本理念に基づき景観の保全と良好な景観形成に必要な事項を定めることにより、町民、事業者及び行政の協働により関ヶ原らしい良好な景観の形成促進を図り、もって町民生活の向上及び地域社会の健全な発展を目指し、新たに条例を制定するものでございます。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 失礼いたします。

私からは、議案第53号 関ヶ原町景観条例の制定につきまして詳細説明をさせていただきます。

お手元の議案書17ページを御覧ください。

初めに、第1章、総則でございます。

第1条は条例制定の目的、第2条はこの条例において使用する用語の定義、第3条は町が良好な景観に関する施策を策定し、計画的に実施することなど責務を定めたもの、第4条は景観形成の主体である町民の責務を定めたもの、第5条は景観形成に影響を与える事業者の責務を

定めたものでございます。

続きまして、第2章は景観計画でございます。

第6条は景観計画の内容でございます。こちらは、景観形成を推進するために重要眺望区域と重点区域について定めておまして、良好な景観形成を重点的に推進する必要があると認められた区域について重要眺望区域、または重点区域として指定することができるように定めたものでございます。

第7条は、景観区域の変更手続について定めるものでございます。

第3章は、景観法に基づく行為の制限でございます。

第8条は、届出を要する行為でございます。景観法で届出が必要とされる行為として、建築物の建築や色彩の変更、工作物の建設や開発行為が規定されておりますが、その他の行為は景観行政団体が定めることとなっておりますので、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為について、景観計画に従い必要な事項を定めたものです。

なお、内容につきましては、ちょっと飛びますが、22ページにございます別表において定めております。

続きまして、第9条は届出及び勧告等の適用除外でございます。

第10条は、事前協議でございます。景観計画に定められた行為の制限に適しているか確認するため、工事着手前の届出の義務について定めたものでございます。

第11条は、施設の整備に係る事前協議でございます。別に定める規則において、定められた施設の建築等において事前協議の必要を定めたものでございます。

第12条は、特定届出対象行為でございます。景観法において、後でお示しします行為に対する勧告や命令を行う範囲を定める必要がございますので、本条で定めるものでございます。本条例では、届出が必要な行為全てを特定届出対象行為と位置づけております。

第13条は、勧告、命令等に係る手続でございます。届出において、建築物、または工作物の形態意匠の制限に適合しないものを行おうとする者、または行った者に当該制限に適用するため、設計の変更、その他必要な措置を取る場合に、後ほど御説明いたします町の景観審議会や景観アドバイザーの意見を聴取できるよう定めたものです。

第14条は、勧告に従わなかった旨の公表でございます。景観法第16条第3項の規定により勧告をした場合において、勧告に従わなかったときにその旨を公表できるよう定めたものでございます。

第15条は、指導でございます。勧告後に変更の意向を示した者に対して必要な措置を指導できるよう定めたものでございます。

続きまして、第4章は景観重要建造物でございます。

第16条から第18条までは、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針や管理の方法

の基準に即し、良好な景観の形成に重要な建造物を景観重要建造物として指定することができることについて定めております。なお、景観重要建造物の指定解除についても、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならないこととしております。

続きまして、第5章、景観重要樹木でございます。

こちらは、第19条から第21条までは景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針や管理の方法の基準に即し、良好な景観の形成に重要な樹木を景観重要樹木として指定することができることについて定めております。なお、景観重要樹木の指定解除につきましても、先ほどと同様、景観審議会の意見を聴かなければならないということにしております。

続きまして、第6章は町民等による景観形成活動の促進でございます。

第22条は、景観形成住民協定の締結等でございます。一定の区域内にある土地や建築物の所有者等が当該区域の良好な景観の形成のために定める景観形成住民協定の町との締結について定めたものです。

第23条は、景観形成住民協定の変更及び廃止について定めたもの、第24条はこの協定の認定取消しについて定めたものです。

第25条は、景観形成住民協定への配慮の要請でございます。協定を締結した区域内において、協定の内容に適合しない行為を行おうとする者に対して協定の内容に配慮を要請できるよう定めたものです。

第26条は、景観形成住民団体の認定でございます。一定の区域内における良好な景観の形成を推進する目的で組織された団体で、一定の要件を具備した団体を認定できるよう定めたものです。

第27条は、景観形成団体による計画提案でございます。認定を受けた景観形成団体が景観計画に対しまして、策定や変更を提案できることを定めたものです。

続きまして、第7章は助成等でございます。

第28条は、良好な景観の形成に寄与する行為に対する助成でございます。第6条第2項第2号に規定する重点区域において、法第16条第1項各号の規定により、届出をした者が良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為をする場合において、経費の一部を助成できるよう定めたものです。なお、具体的な助成の内容につきましては、重点区域が指定された際に、その中で定める予定をしております。

第29条は、景観重要建造物または景観重要樹木の所有者に対する助成でございます。景観法の規定により、町が指定した景観重要建造物、または樹木の所有者に対し、その保存に要する経費の一部を助成できるよう定めたものです。こちら、助成の内容につきましては、指定の際に景観審議会の意見を参考に定める予定としております。

続きまして、第8章、景観審議会でございます。

第30条において、景観形成に関する基本的な事項及び重要事項の調査審議するため、景観審議会を設置について定めたものです。

続きまして、第9章は景観アドバイザーでございます。

第31条におきまして、良好な景観形成に関して専門的な助言を聞くため、景観アドバイザーを置くことを定めたものです。

最後、第10章は雑則でございます。

第32条において、施行に必要な事項を規則で定めることとしたものです。

なお、施行は令和3年7月1日を予定しております。以上でございます。

○議長（子安健司君）　　ここでお諮りします。議案第53号につきましては、内容が多岐にわたりますので、産業建設常任委員会に付託して審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は産業建設常任委員会に付託して審査することに決しました。

お諮りします。本案については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

日程第13 議案第54号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君）　　日程第13、議案第54号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　　議案第54号について御説明申し上げます。

人事異動に伴う人件費の増額により、介護サービス事業特別会計への繰入金の額を6,300万5,000円から7,265万2,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君）　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第55号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第14、議案第55号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第55号について御説明申し上げます。

これにつきましても、人事異動に伴う人件費の増額により、今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の額を5,114万6,000円から5,172万7,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時44分

再開 午前10時00分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15 議案第56号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第56号 令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提出理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第56号について御説明申し上げます。

歳出に、本年4月に当町は過疎地域に指定されたことを受け、過疎地域持続的発展市町村計画の策定のための業務委託料300万円、また国の低所得子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金490万円並びに町そば生産組合のコンバイン導入に対する中山間地域等担い手育成総合支援事業費補助金375万円等のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策や支援策の関連経費3,175万2,000円など、総額4,981万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億3,574万2,000円とする令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせますが、人件費につきましては人事異動等に伴う関係分でございますので、省略をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、順次説明をお願いいたします。

○企画政策課長（高木久之郎君） 議案第56号 令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

初めに、歳出の34ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、企画費、過疎地域持続的発展市町村計画策定業務委託料300万円。既に御案内のとおり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が成立し、関ヶ原町が過疎地に指定されました。同法に基づく措置の適用を受けるための計画の策定を行うものです。

負担金補助及び交付金、岐阜県過疎地域自立促進協議会会費5万6,000円。過疎地域指定による協議会加入の会費です。

親・子世帯同居住宅リフォーム補助金60万円。当初予算で1件分計上しておりましたが、申請、相談の状況を鑑み補正させていただくものでございます。

I T O（今須地域おこし協力会）運営補助金50万円。今須小中学校等の公共施設の利活用を促進し、地域の活性化を目的とするI T O（今須地域おこし協力会）が設立されました。今後の今須小中学校などを活用した地域活性化事業、草刈り、校舎清掃などの施設管理費等に要する費用を補助するものです。

○総務課長（澤頭義幸君） 次に、同じく34ページ、生活安全対策費でございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策関係の補正でございます。

まず需用費でございます。

需用費の消耗品でございますが、庁舎ややすらぎ、また診療所などの事務職員間におけます飛沫防止対策のためアクリル板の設置や、小学校、中学校、また中央公民館においては感染防止対策のための手指消毒や手洗い液体石けん、また消毒用ペーパータオル等の消耗品関係で273万円をお願いするものでございます。

次に、使用料及び賃借料13万2,000円と下段の工事請負費22万円でございますが、昨今、新型コロナウイルス感染症の防止のために、各課において外部との会議や打合せ等が主にウェブでの開催となっております現状でございます。よりまして、ウェブ会議のライセンス料と各会議室等で対応ができるよう、LAN環境の整備工事をお願いするものでございます。

次に、備品購入費でございます。

こちらにつきましても新型コロナウイルス感染防止対策で、庁舎用ではウェブ会議用のパソコンなどインターネット用の設備の購入や小学校、中学校におきましては、ウェブ会議用高感

度マイクや非接触型の体温計、また各保育園においてはA I 検温器や空気清浄機の設置、また駅前観光交流館への空気清浄機の設置など、合わせまして417万4,000円を補正させていただき、さらに感染防止対策に努めていくものでございます。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金610万円と学校保健特別対策事業費補助金53万6,000円を充当させていただいておるところでございます。御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 諸費、ふれあいバス運行委託料、昨年度までは一部の運転手につきましては会計年度任用職員として雇用しておりましたが、今年度より全てシルバーに委託をすることになりましたので、組替えでございます。以上です。

○総務課長（澤頭義幸君） 35ページをお願いいたします。

選挙管理委員会費の備品購入費でございます。

こちらも新型コロナウイルス感染防止により分散を図るため、期日前投票を御利用になる有権者の方が増加傾向でございますので、感染防止を図るため、主に期日前投票において投票用紙自動交付機2基を導入させていただきたく、62万7,000円を補正させていただくものでございます。

こちらの財源につきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当させていただいております。

○住民課長（西村克郎君） 同じく35ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の繰出金964万7,000円、またその下の介護保険事業費の繰出金17万6,000円でございますが、介護サービス事業特別会計、また介護保険特別会計の繰出金でございます。

同じく35ページの児童福祉費、児童福祉総務費でございます。

需用費の5万9,000円、続きまして36ページの役務費4万6,000円、委託料の中の総合行政情報システム改修委託料54万5,000円、負担金補助及び交付金425万円でございますが、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の事務費65万円と給付事業費425万円でございます。

給付の目的としましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し、令和3年3月31日の時点で18歳未満の児童及び20歳未満の障害児1人当たり5万円を支給するもので、対象者でございますが、昨年度から県において支給をしております低所得独り親世帯以外の住民税非課税世帯の子育て世帯及び令和3年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯に支給をするものでございます。支給見込みの児童数でございますが、県の試算による児童数としまして85人分を計上させていただいております。

なお、この事業につきましては、全額国庫補助金にて行う事業でございます。

続きまして、委託料の中の栄養士業務委託料24万円でございますが、現在保育園の給食献立につきましては、栄養士資格のある町職員が行っているところでございますが、職員が産前休

暇に入る見込みとなりましたので、献立の業務を委託する経費8月から3月分までの8か月分の補正をお願いするものでございます。

続きまして、償還金利子及び割引料の償還金でございますが、昨年度のコロナ対策事業として、児童手当を受給する世帯の児童1人当たり1万円を保護者に支給する子育て世帯臨時特別給付金の事務費補助金の精算に伴いまして、返還金45万3,000円の補正をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 続きまして、衛生費、保健衛生費、予防費、補正総額187万8,000円につきまして、新型コロナワクチン接種事業についてでございます。

総務省より高齢者のコロナワクチン接種を7月末までに完了する要請があったため、再度集団接種日数の変更、1日当たりの従事者の勤務時間数及び被接種者数の増等により、7月末までに完了する接種計画の見直しを行ったことなどによりまして、現計予算に対して精査させていただきまして、今回追加補正をお願いするものでございます。

節3職員手当等につきましては、新型コロナワクチン接種事業実施に伴う職員従事時間の延長により、当面の5月から7月までの3か月間分を追加ということで34万5,000円増額計上させていただきます。

続きまして、節12委託料につきましては、医師や看護師などの医療従事者に対し、最低限確保すべき報酬水準について、岐阜県より具体的な提示がなされたこと、また接種回数の変更に伴い、1回当たりの従事時間を延長すること、また看護師等を増員したいというふうに考えておりますので、現計予算額に対して再度精査させていただき、不足額136万3,000円を追加補正させていただきます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料は、今後の外国人居住者に対するコロナワクチン接種時の対応策として、タブレットを使った3者通話による5か国語対応型の通訳サービス利用を導入させていただきたいと考えておりますので、初期費用及び月額の利用料として17万円を追加補正させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○水道環境課長（山田 勝君） 環境衛生費、旅費5万1,000円につきましては、本年度採用いたしました会計年度任用職員のうち1名が町外の方となりましたので、通勤手当の支給が必要となりましたため、補正をお願いするものでございます。

○産業建設課長（福安健司君） 続きまして、農林水産業費、農業費、農業振興費の負担金補助及び交付金375万円につきましては、中山間地域等担い手育成総合支援事業費補助金でございます。本補助金は、町内4組織で構成されます関ヶ原町そば生産組合におきまして、収穫の際に用いる汎用コンバインの導入に係る経費の一部を助成するものでございます。

続きまして、農地費、繰出金58万1,000円につきましては、今須農業集落排水事業特別会計

繰出金でございます。

続きまして、林業費、林道費、負担金補助及び交付金50万円につきましては、町単林道事業補助金でございます。今年度予算といたしまして25万円の予算をお認めいただいているところですが、当初予算計上の分が既に執行されておりまして、今後の台風等による林道修繕に対応するため、補正をお願いするものでございます。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 続きまして、38ページを御覧ください。

商工費、商工費、商工業振興費、負担金補助及び交付金798万円の補正でございます。うち18万円につきましては起業支援補助金、780万円につきましてはプレミアム商品券発行事業補助金でございます。起業支援補助金につきましては、町内で新たに起業する事業者や新たな事業拠点で開業する事業者に対して、その事業に要する経費の一部を補助するものでございます。当初予算で、設備・備品等の購入に伴う開設経費50万円は計上させていただいておるところでございますが、この補助制度においては事業所等の賃借料も補助対象となり、その対象事業が発生しましたので、賃借経費の18万円を計上させていただくものでございます。

プレミアム商品券発行事業補助金につきましては、町内の消費喚起のためにプレミアム付商品券を発行するための事業費で、3,000万円に20%分のプレミアム600万円を足して総額3,600万円の商品券を発行するものでございます。この事業につきましては、商工会が実施主体となりまして、プレミアム分の600万円のほか、商品券やチラシの印刷代等の必要経費を商工会に補助するものでございまして、780万円を計上させていただいております。

なお、財源につきましては、プレミアム商品券発行事業の780万円全額につきまして新型コロナの臨時交付金を充当する予定でございます。以上でございます。

○産業建設課長（福安健司君） 続きまして38ページ、一番下段になりますが、土木費、都市計画費、都市計画総務費の報酬4万5,000円につきましては、景観アドバイザー報酬でございます。先ほど産業建設常任委員会に審議が付託されました景観条例におきまして、良好な景観形成を推進するための専門的助言を行う景観アドバイザー制度を導入するに当たり、アドバイザーへの報酬の補正をお願いするものでございます。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

続きまして、教育費のほうでございます。

39ページのほうをよろしく願いいたします。

教育費、小学校費をお願いいたします。

学校管理費の工事請負費の309万8,000円の補正につきましては、コロナ対応といたしまして、手洗い場26か所を自動水栓にするものでございます。

なお、特定財源の中の県支出金とありますのは、もともとスクール・サポートのほうの賃金につきまして、要望しておりました補助につきまして採択がなされましたので、歳入のみ補正

をさせていただくというものでございます。

下の欄のほうに行きまして、教育振興費、委託料24万8,000円、使用料及び賃借料の181万5,000円につきましては、タブレットコンピューター、昨年度導入いたしました児童向けのものでございますが、そちらにつきましてデジタルドリルを含む学習支援ソフトを新型コロナ関係の交付金を活用いたしまして、5年間分を前もって導入させていただきたいというものでございます。家庭での学習、また授業での活用といったものへさせていただきたいということでございます。

工事請負費の14万3,000円につきましては、家庭学習などの配信にも対応できますよう、現在関ヶ原小学校の体育館にはLANが行っておりません。そのための費用でございます。

備品購入費の79万1,000円につきましては、現在タブレットコンピューターですが、それを各学校、たくさんの保管庫で管理をいたしております。購入時についておりました充電器がその中に入っておりまして、一々取り外しが困難な構造になっております。今後、家庭への持ち帰りにも対応することができますよう、189台分の充電器を購入するものでございます。

以上、全て新型コロナウイルス対応の交付金を活用する予定でございます。

次に、中学校費のほうをお願いいたします。

学校管理費の工事請負費275万円につきましては、関ヶ原中学校のほうも自動水栓12か所整備させていただきたいと思っております。また併せて、給食調理室の調理委員さんのほうのトイレが1か所ございますが、和式から洋式に工事をさせていただきたいと考えております。

40ページのほうをよろしくお願いいたします。

教育振興費、委託料のうち8万8,000円につきましては、今年度が中学校のほうの教科書が変更になる年でございます。そのデジタル教材をサーバーにインストールし、設定するための委託料でございます。

その下の24万8,000円と使用料及び賃借料の90万8,000円につきましては、先ほども話が出ましたが、学習支援ソフトの導入及び5年間の使用料でございます。

工事請負費の30万円につきましては、関ヶ原中学校体育館への校内LANを延長するための工事費、備品購入費の66万2,000円は、ACアダプター177台分を購入するものでございます。

次に、社会教育費のほうをお願いいたします。

社会教育総務費に施設予約システムの費用を計上いたしております。これは、コロナ交付金を活用いたしまして、各家庭からふれあいセンター、中央公民館、町民体育館、桃配運動公園などの施設予約につきまして、わざわざ施設まで行くこともなくスマートフォンなどからできるようにするとともに、台帳なども一元管理するということができるようになるためのシステムでございます。

委託料478万5,000円は、導入設定及び5年間分のサポート費用などを含む委託料、使用料及

び賃借料は、半年分の使用料と3施設分のインターネットの通信料、工事請負費の21万9,000円につきましては、中央公民館の別館までのLAN工事や桃配運動公園のインターネット回線設置工事代などになります。

備品購入費の施設予約システム端末50万6,000円につきましては、4台の予約システムのためのパソコン購入費用になります。

それから、備品購入費の中に陣羽織他とあります128万4,000円につきましてでございます。こちら、今年度予定しておりました親子甲冑製作教室につきまして、開催の準備をずうっと進めておりましたが、新型コロナウイルスに対する非常事態宣言発令などを踏まえ、やむなく中止とさせていただいたところでございます。一方、小学校ではふるさと学習の一環として、既に関ヶ原合戦太鼓や剣舞の練習をいたしているところでございます。そのため、披露時にも対応できますよう、代わりといたしまして教育委員会備品としまして陣羽織、鉢巻き、刀を100セットほどそろえさせていただくものでございます。

公民館費の旅費15万4,000円につきましては、会計年度任用職員の通勤届が出ましたので、それに伴う通勤費用でございます。

ふれあいセンター管理費、委託料204万2,000円についてでございます。

こちらは今年度特定建築物の定期調査を実施する必要があるということでございますので、それについて補正させていただくものでございます。

41ページをお願いいたします。

保健体育費、運動広場管理費の50万3,000円につきましては、今須のすぎっ子広場の公衆トイレを和式から洋式へ変更させていただくもので、新型コロナウイルスの交付金を活用して実施したいというものでございます。よろしくをお願いいたします。

○企画政策課長（高木久之郎君） 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

32ページをよろしくをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金136万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種を実施することへの負担金でございます。

国庫補助金、総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金670万円、公共施設感染防止対策ウェブ会議システム等に充てるものでございます。

児童福祉費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金425万円、同事業の給付に対する10分の10の補助でございます。

事務費補助金65万円、同事業の実施事務に必要な経費の全額の補助でございます。

保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金51万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種のための必要な体制の確保、通訳サービス等に関する補助でございます。

小中学校費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,070万円、学習支援ソフト等のオンライン授業整備事業、小・中学校自動水栓工事、関ヶ原中学校給食棟トイレ洋式化などに充てます。

学校保健特別対策事業費補助金53万6,000円、学校等の感染防止対策への2分の1の補助でございます。

社会教育費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金560万円、社会教育施設の施設予約システム、保健体育費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金40万円、すぎっ子広場トイレ洋式化、商工費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金780万円、プレミアム商品券発行事業にそれぞれ充てるものです。

33ページをお願いします。

県支出金、農業費補助金、中山間地域等担い手育成総合支援事業費補助金375万円、事業費に対する2分の1の県補助でございます。

小中学校費補助金、学習指導員等配置事業費補助金8万円、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金35万円、補助採択による財源更正でございます。

繰越金でございますが、前年度繰越金712万1,000円を充当させていただきます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 34ページです。

過疎地域持続的発展市町村計画策定業務委託料、もう少し大まかなこの計画、どういう計画なのか、年度とかそういう大ざっぱなところでいいんですけど、説明をお願いいたします。

それと、次の35ページの選挙備品ですが、期日前投票で機械を2つ導入するということですが、そのことで人員配置は減るのかどうかということと、2台も必要かどうかということをやっと伺います。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 計画策定でございますが、過疎地域において各種措置を受けることとなりますので、この措置を受けるため、どういった事業をやっていくかということ的前提として変えていくものでございます。その事業に対して、措置が得られるものについては措置が得られるというものです。

また、目標達成状況の記載も必要になってきます。例えばこの計画に基づいて事業を行えば非過疎化になるわけですので、例えば人口目標とか、そういったことを記載する必要が出てきます。あと、産業振興促進事項の記載、例えば関ヶ原町内ではどういった産業振興をしていくかということを記載し、それに対する税控除等を行っていくかということも考えていく必要があります。

また、公共施設等総合管理計画との適合、当然その中で例えばどこかの施設を造るということになっていけば、この計画の中にもそういうことがうたわれ、過疎債等の対応になってくるということになってきます。なお、この計画でございますが、議会議決が必要になりますので、早急に策定していきたいというふうに思っております。

○5番（田中由紀子君） 年度は。

○企画政策課長（高木久之郎君） 一応、5年間です。ただ、時限立法の法律の適用は10年となっておりますけど、計画は5年間。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

選挙備品の自動交付機2台必要かというようなお話でございますが、必ずしもシングル選挙とは限りませんので、差し当たって今考えておるのは、この秋に国選があるというようなこともございますので、そうしますと小選挙区とか比例区とかございますので、今回、今まで導入をしなかったんですけれども、いろいろコロナ対策を考えた上で導入させていただいて、今後検証しながら増やせるものは増やしていきたいというようなことも考えておりますので、今回初めて導入をさせていただくということで、2台お願いをさせていただくようなものでございます。

○5番（田中由紀子君） 人員は。

○総務課長（澤頭義幸君） やはり自動といいましても、人が来たら勝手に出るものではございませんので、どうしてもやはり投票表紙の誤配付等の確認も当然必要でございますので、交付係という者は従来どおり配置をする予定を現在しております。

○議長（子安健司君） ほかにありませんでしょうか。

[挙手する者あり]

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 2点お願いします。

1点目は、I T Oの関係で、先ほど提案の説明の中では空き校舎だとかグラウンドを含めた土地の管理、草刈りなどをお願いしたいという話ですが、それはそれで結構ですけれども、町からの委託業務としてI T Oさんに今後草刈りだとか空き校舎の管理なんかを全部お任せするのか。補助金と書いてあるんで、一部を町が補助するという解釈でいいのか、今言ったように、

I T Oに全面的に委託をしちゃうということなのか、ちょっと確認をしたいと思います。

それから2つ目、ふれあいバスの関係で、任用職員から全員今後は、今後かどうかは知りませんが、今回はシルバー人材センターに委託をするということですが、今後もずっとシルバーさんに運転手全員を委託してしまうのか、それともまた来年は来年で任用職員の方を募集してやるのか。つまり何を言いたいかという、委託料で98万1,000円、約100万円が増額になっているわけですね。今までだと任用職員でやっていたやつが、任用職員がもう辞めちゃったから全員シルバーに頼んだから100万円近く増額ということだと思うんですが、そうすると今後、全員をふれあいバスの運転手はシルバーでお任せするのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（子安健司君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） I T Oへは、あくまでも補助金として全部を委託するわけではなくて一部をお願いするという形を取っていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） シルバーさんに基本的にはそういう除草だとか管理はお任せするということですか、町が考えているのは。その一部の業務をI T Oさんにやってもらった場合には補助金を出しますよということなのか、その辺はどうなのか、交通整理みたいなものは。

○議長（子安健司君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） グラウンドはグラウンドとして教育委員会が管理しておりますので、校舎及び校舎周辺については基本的にはI T Oをお願いしていくという形です。

○7番（楠 達男君） シルバーには委託しないということ。

○企画政策課長（高木久之郎君） シルバーへは委託しない。

○7番（楠 達男君） しないということね。

○企画政策課長（高木久之郎君） ふれあいバスの関係でございますが、一応全て今後もシルバーにお願いしていく形ですけど、今回98万1,000円、報酬、期末手当等から減額してその分を委託料にしておりますので、総額としてはゼロ円です。また、今後についてもシルバーに全面的に委託していきたいというふうに思っております。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

補足ということで、グラウンドの管理を今どうしておるかという点だけ御報告させていただきますと、シルバーの委託で現在は予算計上いたしております。ただ、それではちょっと非常に追いつかないというか、周辺の方からのお声がけもございますので、現在、都度職員もそれに対応しているというところでございます。

なお、やはり境界等がどうしても職員でも手に負えないような状況でございますので、現在ちょっと防草シートについても、その境界等には貼らせていただくようなことも検討させていただいているというようなことでございます。よろしくお願いたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） すみません、38ページでございますが、こちらの負担金780万円のほうですけれども、前回と同じようなことで商工会に委託してやるというようなことでよろしいでしょうか。期間等ですね、商品券の有効期間とか、その辺だけちょっと分かればよろしくお願いたします。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） プレミアム商品券発行事業については、従来夏に行っております商工会の事業をグレードアップして、3,000万円に20%のプレミアム600万円を足して3,600万円の商品券を発行するもので、事業の期間については通常行っている期間で行いたいというふうに考えております。

〔発言する者あり〕

7月頃に発行させていただいて、年末まで使えるというような形でございます。

○1番（高木博之君） また、はがきとかでやるんですね。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 例年どおり抽せんをさせていただいて、抽せんに当たった方ははがきを送るというような形でございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、細かいことで悪いんですけど、35ページの民生費の児童福祉費の旅費の費用弁償13万7,000円についてちょっと説明を聞いてなかったのと、それから40ページの社会教育総務費の使用料及び賃借料ですけど、ケーブルテレビの利用料がちょっと気になったんで説明をお願いいたします。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 児童福祉総務費の旅費の13万7,000円、こちらにつきましては保育士、パート1名を採用させていただいて、通勤手当が発生をするということで、費用弁償として通勤手当相当分を計上させていただいたものです。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） ケーブルテレビ利用料等について、もう少し詳しく説明させていた

できます。

これは半年分を見ておりまして、ケーブルテレビとして中央公民館と、それから町民体育館の2か所を予定しております。また、ケーブルテレビの工事ができないということで、フレッツ光という別の方法もちょっと検討をしております、それが桃配公園のほうです。工事請負費につきましては、フレッツ光の工事費用を先ほどの分を今見込んでおるというところがございます。ただ、あそこの桃配運動公園につきましては、非常に新幹線をまたぐ関係で工事がなかなかできないということで、現在も調査をしてもらっております。最悪は携帯電話的なモバイルルーターというものも検討いたしているというようなところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 36ページですが、コロナワクチンの職員手当等ということで、政府が7月末までにやれということで急遽対応されたと思うんですが、この時間外勤務手当というところでは、よそのまちでは過労死になるのではないかなというように新聞にも載ったような気がしたんですけれども、この関ヶ原はどのような状況になっておるのかお伺いしたいと思います。この時間外手当は何人分かということもお願いします。

それから、38ページの一番下、景観アドバイザー報酬ですが、これは何人分でしょうか。

39ページの小学校の手洗い場の自動水栓化、保育園についてはどのようにお考えか伺いたいと思います。

それから、40ページのデジタル教科書インストール業務委託料ですけれども、これはどこに入れる業務でしょうか、伺います。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 新型コロナワクチン接種事業につきまして、今職員が大変時間外も含めて毎日、時には休日も出勤してやっているという状態でございます。それで、頑張って役割分担等をしながら、なるべく時間外等が発生しないように休日とか休みもきちんと取ってもらうというようなことで頑張っておるんですが、なかなかやっぱり今回いろいろ計画の見直し等がございまして、5月の連休等も出ていかざるを得なかったというところで、私もですが対応しております、その辺で時間外ということで、何人分ということではございませんが、およそ50時間分をちょっと増やさせていただくと。3か月分ですけど、お願いしたということで、現在こういうことで大変今忙しくやっておるんですけど、現在他部署の方から応援ということでワクチン接種のときはやすらぎへ来ていただいて、例えば事務のお手伝いとか電話対応ということで各課の協力も得ながらやっておりますので、何とかそういう過

劣にならないようにということで頑張っておりますので、御理解いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

手洗い場のほうでございますが、保育園につきましては既に整備済みというような状況でございます。今回、小学校及び中学校もついていない場所ですね、それにつきまして全部ではなしに1つ飛ばしで現在計画をいたしております。

それから、デジタル教科書はどこに入っているのかということでございますけど、学校と現在役場とは光ファイバーで結ばれておりまして、サーバーというものが現在はここの役場の中でございます。そのサーバーに入れて各学校の先生の端末、それから電子黒板などからもそれを見に行くというような構成になるということです。設定も要るんですけど、そういうこととなります。よろしくをお願いします。

○議長（子安健司君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 景観アドバイザーにつきましては、規則で5名を選任するというようになっておりますので、5名分でございます。

○議長（子安健司君） ほか、質問はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第57号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第57号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第57号について御説明申し上げます。

4月の定期人事異動に伴う人件費の減に伴い、総額72万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億9,177万2,000円とする令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第58号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第58号 令和3年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第58号について御説明申し上げます。

介護認定に係る帳票及び認定ソフトの更新に伴う経費17万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億5,297万6,000円とする令和3年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） それでは、議案第58号 令和3年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

初めに、50ページの下段の歳出をお願いいたします。

総務費、介護認定審査費、認定調査等費の需用費の消耗品費1万1,000円、同じく備品購入費16万5,000円でございますが、現在使用している介護認定ソフト「認定ソフト2018」のバージョンアップ版「認定ソフト2021」の更新に伴い、認定ソフトに対応する調査票の入力ソフトが必要なため、ソフト及び認定調査票の購入費用を補正させていただくものでございます。

歳入でございますが、補正の財源といたしましては繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金でございます。全額町費の負担となりますので、17万6,000円を補正させていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第59号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第18、議案第59号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第59号について御説明申し上げます。

本年4月から、組織改革により国保関ヶ原診療所において医療・保健・介護全般の連携強化を図り、新体制で取り組んでいるところでございます。新たな介護事業課では、看護小規模多機能型介護事業の体制強化のため、定期人事異動にて管理職1名の配属に伴う等の人件費関係の増額や保険請求先の変更に伴う償還金等を、総額970万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億5,320万5,000円とする令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 55ページのヘルパーステーション、会計年度任用職員報酬174万4,000円が上がっておりますが、これも異動の関係でしょうか。

それから、看多機の状況について少し大ざっぱでもいいので、教えていただきたいと思いません。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） ヘルパーステーション事業の報酬の関係だと思っておりますが、こちらの給料の欄と一緒に見ていただきたいんですが、看護師が1名、フルタイムからパートへ勤務体制が変わりましたので、フルタイムの場合は給料という形でお支払いさせていただいて、パートの時短の場合については報酬ですので、切替えをしておりますので、組替えというような形で御理解いただければと思います。

○議長（子安健司君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） この4月より開所しました看護小規模多機能型居宅介護事業所の現在の利用状況ということでございます。5月31日現在ですが、利用者が10名という形で、サービスの内容としましては多機能ですので、通所、訪問介護、訪問看護、宿泊、この4つのサービスがございしますが、通所の事業サービスが8件、また訪問介護のサービスが8件、訪問看護の利用サービスが6件、宿泊される方が2名という状況でございます。以上でございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第60号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第19、議案第60号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別

会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第60号について御説明申し上げます。

4月の定期人事異動に伴う手当と人件費の不足に伴い、総額58万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,968万1,000円とする令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第61号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第20、議案第61号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第61号について御説明申し上げます。

これにつきましても、4月の定期人事異動に伴う手当等人件費の不足に伴い、総額39万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7,609万9,000円とする令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第62号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第21、議案第62号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第62号について御説明申し上げます。

収益的支出に本年4月に実施した設備の点検結果により、緊急な対応が必要な工事や清掃業務、また通常修繕費の不足見込み等1,261万6,000円を追加する令和3年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 山田水道環境課長。

○水道環境課長（山田 勝君） 議案第62号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の67ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について御説明をさせていただきます。

支出といたしまして、水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費、委託料の111万1,000円につきましては、4月に実施をいたしました平井浄水場及び藤古川浄水場の点検におきまして、PAC（高分子凝集剤）の貯留槽の内部で結晶化が進んでいることが確認されたため、内部の高圧洗浄等を行い、適正な薬剤注入管理のため、早急に対応を行うものでございます。

同じく、修繕費850万5,000円につきましては、通常修繕費といたしまして、当初予算で対応を予定しておりました各浄水場の修繕費が不足する見込みとなりましたことから100万円を補正させていただくものでございます。

平井浄水場修繕工事642万7,000円は、4月下旬に行いました保守点検において、前処理ろ過器設備3基のうち2基の構造部分に破損箇所が発見されまして、緊急に修繕が必要となったものでございます。エアリフトポンプ2基の取替え修理及びコンプレッサー1台の交換、ろ過砂の充填が主な内容となります。

上の谷浄水場修繕工事107万8,000円は、4月の施設巡回中に前処理ろ過器の運転操作を行い、運転状況を表示するタッチパネルが表示されない不具合が発生しましたため、この取替えを行うものでございます。

配水及び給水費、修繕費の300万円につきましては、本年3月に報告を受けました令和2年度の漏水調査の結果によりまして、当初見込んでおりました漏水の修繕費が不足する見込みとなったこと、併せて今後の漏水対応の分として補正をさせていただくものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） ちょっと教えてほしいんですけど、修繕で平井浄水場の修繕、今3基の

破損で取替えという話を聞いたんですけど、例えば改修とかという場合は4条とか、そういう関係になるんじゃないかなと。どの程度の改修とか修繕をすれば4条なのか3条なのか分かりませんが、642万7,000円あるんで、ちょっとそこら辺を教えてほしいんですけど。

○議長（子安健司君） 山田水道環境課長。

○水道環境課長（山田 勝君） ただいま御質問いただきましたのは、今後に向けても長期間にわたって使うものについては、建設改良費として4条予算で組むべきではないかという御質問だと思います。

この前処理ろ過器につきましては、既に現在ろ過をするために実際に使っておりますので、その部分の一部の修繕ということで、ろ過器全体の更新とかということではなく、通常の運転をするために必要な修繕を行うということで、収益的収入、いわゆる3条予算のほうで対応を行うものでございます。

○2番（谷口輝男君） 取替えと言ったけど、どの程度の取替えなのかということです。

○水道環境課長（山田 勝君） エアリフトポンプと申しまして、ろ過器の中の縦に10メートルぐらいのエアが出るパイプがあるんですけども、それ自体をクレーンで引き上げて丸ごと交換をしないといけないということになりますので、それが2本分ということなので、今回かなり高額になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

散会の宣告

○議長（子安健司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日5日から17日までの13日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日5日から17日までの13日間は休会することに決しました。来る6月18日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。なお、一般質問の締切りは11日金曜日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時59分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 中 川 武 子

会議録署名議員 田 中 由 紀 子